



鞍手町空家バンクのしくみ



■空家バンクとは、空家・空地の情報を町のホームページ等で紹介する制度です。

空家バンクへの物件登録や詳しい物件情報を知りたい場合は、下記の書類が必要です。

売りたい人・貸したい人

- ①登録申込書・登録カード（要綱第4条）
- ②身分を証明するもの（運転免許証の写し等）

買いたい人・借りたい人

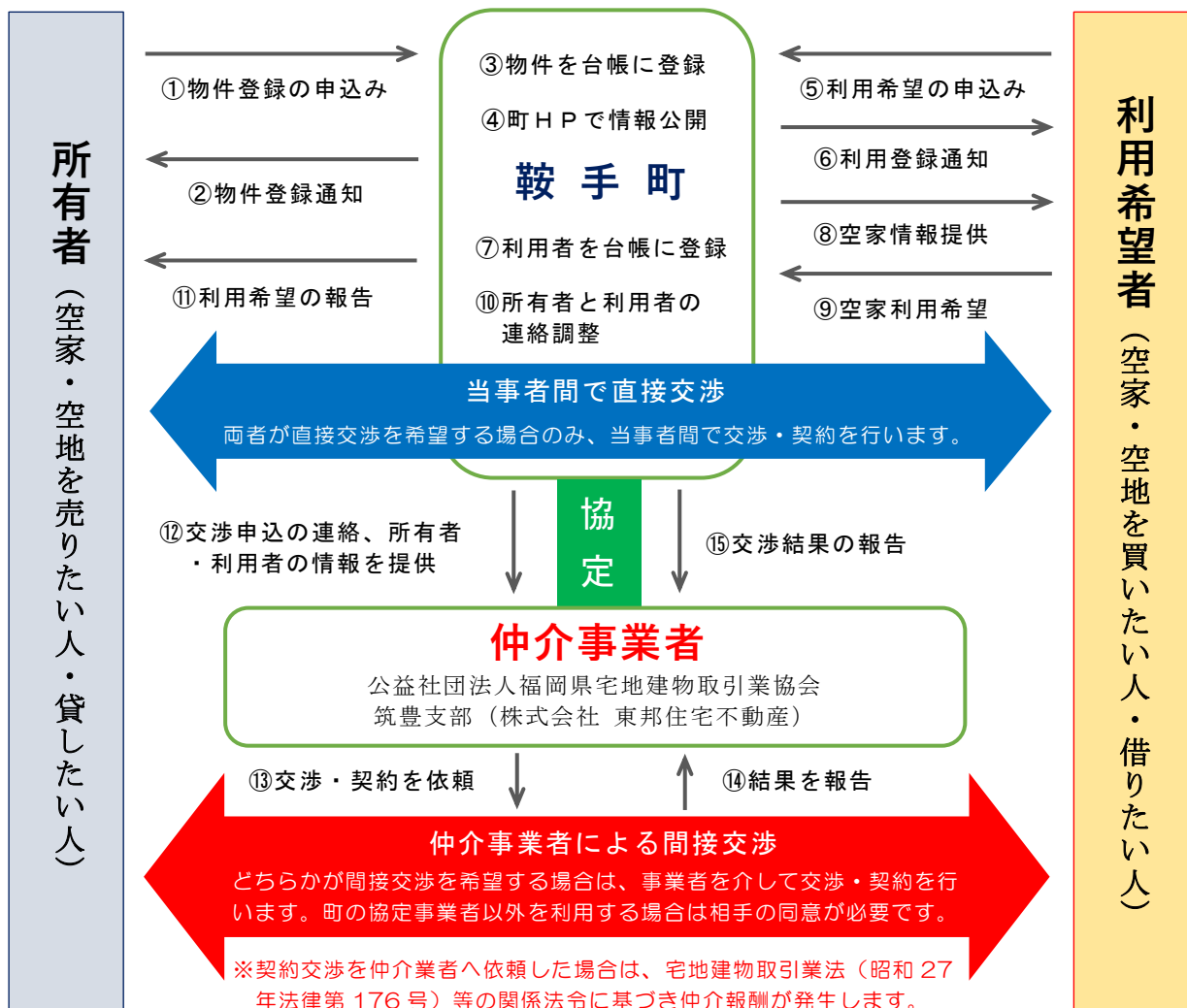
- ①利用希望登録申請書・誓約書（要綱第8条）
- ②身分を証明するもの（運転免許証の写し等）

※登録内容の変更や抹消には届出が必要です。また、物件によって別途書類が必要な場合があります。

○どちらも登録有効期間は3年です。登録の延長を希望する場合は期間内に再度申請してください。申請しない場合は登録情報を空家バンクの台帳から抹消します。

交渉・契約

- 交渉・契約等は、当事者間の直接交渉か事業者を介する間接交渉によって行います。契約後のトラブル等が発生した場合は、当事者間で解決をお願いします。
- 鞍手町は、物件の紹介と必要な連絡調整のみを行い、物件の売買・賃貸に関する交渉・契約等の仲介行為は行いません。
- 鞍手町が行う連絡調整とは、名前や電話番号等を交渉相手や仲介事業者に伝えるものです。なお、個人情報保護のため、伝える情報は事前に確認し、承諾を得たものに限りします。



＊ ＊ 問い合わせ ＊ ＊ 鞍手町役場 まちづくり課まちづくり戦略係
☎ 0949-42-2033